

## 身体拘束等の適正化のための指針

### ・施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

第1条 身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

2 利用者等個々の心身の状況を勘定し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援の提供をすることが原則です。しかしながら、以下の三要件の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者等本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する手段がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

3 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為は、次のとおりです。

- ① 徘徊しないよう、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないよう、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を搔きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

## ・身体拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

第2条 当事業所では、身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当事業所の施設長とし介護支援専門員、生活相談員を「身体拘束等の適正化を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とします。

2 虐待防止委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当事業所に併設して展開する事業又は法人内別事業と連携して身体拘束委員会を開催する場合があります。

3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

### 4 身体拘束委員会の構成員

ア 施設長（全体の管理者）

イ 介護支援専門員（指針、マニュアル等の整備、情報収集と課題解決）

ウ 生活相談員（身体拘束に向けての情報収集、体制作り及び職員研修）

エ 介護士（身体拘束廃止に向けての方針を理解し積極的に取り組む。課題発見時には適切な情報収集と報告）

オ 看護職員（情報収集の基、看護面から他職種と協働において身体拘束廃止に取り組む）

カ 機能訓練指導員（身体拘束廃止に向けて、機能訓練面から関与を行う）

5 施設長は上記職種から委員長を任命することができる。

### 6 身体拘束委員会の開催

身体拘束委員会は、年に6回以上の定例開催行う

### 7 身体拘束委員会の審議議案

① 身体拘束委員会その他施設内の組織に関すること

② 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること

③ 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること

④ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

⑤ 職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥ 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## ・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

第3条 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき身体拘束等の適正化を徹底します。

2 研修は年2回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を実施します。

3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

・施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

第4条 身体拘束等の事案については、その全ての条件を身体拘束委員会に報告するものとします。この際、委員長が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとします。

・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

第5条 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、カンファレンス会議において組織として慎重に検討・決定します。身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書の備考欄に記載します。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ます。

様式1：「身体拘束等に関する説明・同意書」に個別状況による身体拘束等が必要なその理由、方法、時間帯及び時間、その際の利用者の特記すべき心身の状況並びにその他必要な事項を記載し、利用者等に説明と同意を得るとともに、身体拘束等に関する必要事項を記載した個別支援計画書とともに「身体拘束等に関する説明・同意書」を手交します。

③ 行政への相談、報告

身体拘束等を行う場合、佐野市介護保険課等に相談・報告します。

④ 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、様式2「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取り組み方法や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々のニーズに応じた個別の支援を検討します。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の支援決定会議で報告します。

- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

第6条 利用者、ご家族等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当事業所HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

- ・その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項

第7条 第3条に定める研修会のほか、社会福祉協議会や行政により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

#### 附則

この指針は、令和7年7月1日より施行する。

(平成23年4月1日付の旧身体拘束等の指針は廃止とする。)